

群馬県ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 群馬県ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、「誰一人取り残さない」というSDGs[※]の理念と群馬県交通まちづくり戦略に基づき、女性、高齢者、障害者、外国人など、年齢、障害の有無や国籍などを問わず、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる持続可能な地域社会づくりを実現するため、群馬県内におけるユニバーサルデザインタクシー車両の導入促進を目的とする。
(※SDGs=Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) タクシー事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業は除く）を営営する者をいう。

(2) タクシー貸与事業者

タクシー事業者にタクシー車両を貸与する者をいう。

(3) ユニバーサルデザインタクシー

標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（令和6年4月1日付け国自旅第439号）に基づく認定を受けたユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）をいう。

(補助対象事業)

第4条 知事は、補助対象事業者が行う群馬県内においてUDタクシーを導入する事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として県が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象車両)

第5条 補助金交付の対象となる車両は、次の（1）から（3）に掲げる要件をいずれも満たし、かつ（4）又は（5）のいずれかに掲げる要件を満たしたものとする。

（1）群馬県内に使用の本拠を置く車両であること。

（2）本補助金の交付を過去に受けたことがない車両であること。

（3）国土交通省が所管する運輸支局又は検査登録事務所において、知事が補助金の交付を決定した会計年度の終了する日までに新規登録された車両（登録を抹消した中古自

動車の再登録を除く。) であること。

(4) UDタクシー車両導入に係る国庫補助による当該年度の国土交通大臣の補助交付決定を受けた車両であること。

(5) 前号に準ずるものとして知事が必要と認めた車両であること。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、UDタクシーの新車購入に伴う車両本体及び車載機器類の整備に要する経費のうち、知事が必要と認めた額とする。

2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

(補助率及び限度額)

第7条 補助率及び限度額は、次の各号のとおりとし、補助金の額は、次の(1)と(2)を比較し、いずれか低い額とする。

(1) 補助率は、補助対象経費の6分の1以内とする。ただし、市町村の補助対象となっている場合は、別表の計算式により求められた額を限度として補助する。

なお、いずれも千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 補助金の額の上限は、1台につき10万円とする。ただし、市町村の補助対象となっている場合は、1台につき別表の上限額を限度として補助する。

(補助対象事業者)

第8条 補助対象事業者は、補助事業を行うタクシー事業者及びタクシー貸与事業者とする。

2 前項の補助対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助金の交付申請)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは交付申請書(様式1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし知事が認める場合はこの限りではない。

- (1) 補助対象経費に係る見積書
- (2) 車両の価格表（車両本体価格が確認できるもの。カタログでも可。）
- (3) ディーラーから発行される国土交通大臣によるUDタクシー認定書の写し
- (4) 第5条（4）を適用する車両の場合は、提出された交付申請書の写し
- (5) 市町村の補助対象となる場合は、市町村が交付する交付決定通知の写し
- (6) タクシー貸与事業者が申請する場合は、自動車リース見積書及び自動車リース料金算定根拠明細書
- (7) その他申請に必要な書類

（補助金の交付決定）

第10条 知事は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付決定を行い、当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 交付の決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付決定日の属する年度内に事業を完了すること。
- (2) 交付決定日前に着手している事業は、補助対象外とすること。
- (3) 補助事業の遂行において第8条第2項の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること
- (4) タクシー事業者が行うユニバーサルドライバー研修（以下「UD研修」という。）については、次のア及びイをいずれも満たしていること。

なお、第22条に規定する耐用年数を経るまでの各年度において、UD研修実績報告書（様式第2号）を知事に提出すること。

ア 補助対象車両1台につき、UD研修を受講した運転手2名以上を配置できること。

イ 国土交通省通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について（平成30年11月8日）」に基づく研修を年2回以上実施していること。

- (5) その他、知事が必要と認める条件

（申請の取下げ）

第11条 補助対象事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第12条 補助対象事業者は、補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更しようとするとき、又は、新たに市町村の補助対象となったときは、変更交付申請書（様式3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合については、この限りではない。

- (1) 補助金交付の目的及び条件に反しない計画変更
- (2) 補助対象経費の20%以内の経費の減額変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第 13 条 補助対象事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは中止又は廃止申請書（様式 4 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 14 条 補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 15 条 補助対象事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式 9 号）により知事に報告しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の 3 月 10 日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 16 条 補助対象事業者は、補助事業実績報告書（様式第 5 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該事業の完了した日から起算して 1 ヶ月以内又は補助事業が完了した日の属する年度の 4 月 20 日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 車両購入に係る請求書

2 前項の場合において報告書の提出期限について、知事の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

(補助金の額の確定)

第 17 条 知事は、前条に報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査並びに必要なに応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 12 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 18 条 知事は、前条に規定する通知を行ったときは、速やかに確定した額の補助金を交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 19 条 補助対象事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告

により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式 6 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消等）

第 20 条 知事は、第 13 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 10 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- （1）補助対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

- （2）補助対象事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- （3）補助対象事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

- （4）交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還期限は、知事が定める期限内とする。

（取得財産等の管理）

第 21 条 補助対象事業者は、補助事業により取得した車両については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（取得財産等の処分の制限）

第 22 条 補助対象事業者は、補助事業により取得した車両については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 耐用年数を経過するまでに自動車検査証を更新したときは、更新報告書（様式 7 号）に、更新後の自動車検査証の写しを添えて提出しなければならない。

- 3 第 1 項の車両を処分しようとするときは、補助対象事業者は、あらかじめ財産処分申請書（様式 8 号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金の経理等）

第 23 条 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整理保存するものとする。

(調査)

第 24 条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して報告させ、又は職員をして帳簿書類その他の物件等について必要な調査をさせることができる。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(適用年度)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 2 年度分の補助金から適用する。
- 3 この要綱は、令和 4 年度分の補助金をもって終了する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、なおその効力を有する。

附則

(適用年度)

- 1 この要綱は、令和 5 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和 7 年度分の補助金をもって終了する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、なおその効力を有する。

附則

(適用年度)

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年度分の補助金から適用する。
- 3 この要綱は、令和 7 年度分の補助金をもって終了する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、なおその効力を有する。

別表

対象車両	計算式	上限額
認定レベル2級 及び認定レベル1級	10万円＋{20万円×(市町村補助額÷30万円)}	30万円
認定レベル準1級	10万円＋{10万円×(市町村補助額÷20万円)}	20万円